#### 飯田市にUターンした方を対象とした

# 奨学金の償還の一部免除制度について

# 奨学金の償還免除制度の目的

飯田市では、この飯田・下伊那地域が 21 世紀を通じて繁栄していくために、飯田市で育った多くの若い人が、一旦は地域の外に出ても、いつかはこの地域に戻り、ここで子育てをし、次の世代を育んでもらうことを願っています。そこで、卒業後、ふるさと飯田に戻り、飯田で自分のライフスタイルを実現したいという人を応援するために、学校卒業後に飯田市に戻り、飯田市に居住した人を対象として、奨学金償還の一部を免除する制度を実施しています。この制度は、龍峡育英会、長志育英会、松村育英会でも同様です。

この制度を有効に活用し、多くの若者が、卒業後は飯田に戻り、飯田で自分らしい 豊かなライフスタイルを実現していただくことを目的としています。

## 奨学金の償還免除制度について

### (1) 対象となる人

大学、短大、専門学校(以下「大学等」といいます。) 在学中に、飯田市、龍峡 育英会、長志育英会、松村育英会のいずれかから奨学金の貸与を受け、平成 19 年 以降に大学等を卒業して奨学金の償還を開始する人で、奨学金の償還を行っている 期間に飯田市に居住する人が対象となります。

(飯田市内の大学等に在学中に奨学金の貸与を受け、卒業後飯田市に居住した人も対象となります。)

(飯田市、龍峡育英会、長志育英会、長志育英会以外の奨学金制度から貸与を受けた奨学金は対象になりません。)

#### (2) 償還を免除される金額

飯田市に居住した期間に償還が予定されている金額の3分の1以内の金額です。 (1年間に償還を免除される金額は、次のように在学中に貸与を受けた奨学金の額により上限があります。)

例) 在学中に年額 36 万円の貸与を受けた場合は年間で6万円を償還の免除の限

度額とします。

(繰上げて償還を行った場合も、免除される額は、上記の年間の免除の限度額を 上限とします。)

### (3) 償還免除の手続

- ア 償還の免除を受けようとする人は、龍峡育英会、長志育英会、松村育英会から奨学金の貸与を受けた人も含めて飯田市に償還の免除の申請を行います。申 請の用紙は、飯田市教育委員会学校教育課にあります。
- イ 申請には、飯田市に居住していることを証明する書類(住民票の写し)及び 実態状況届を添付していただきます。
- ウ 償還の免除の可否、免除の方法は、奨学金の貸与を受けた育英会から(飯田 市奨学生の方は飯田市から)通知を行います。
- エ 償還の免除の申請は、償還期限の1ヶ月半前までに行っていただきます。償 還期限を過ぎると、さかのぼっての免除の申請はできません。
- オ 償還の免除は、免除の申請を行ってから1年の間に償還すべき債務に限り適 用となります。申請後に飯田市から転出した場合も、申請から1年間は免除の 対象となります。引き続き飯田市に居住する場合は、毎年免除の申請を行うこ とが必要になります。
- カ 償還に滞納等がある場合は、免除になりません。

この制度についてのお問い合わせ先

〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地 飯田市教育委員会事務局 学校教育課 総務係 電話 0265 - 22 - 4511 (内線 3711) ファックス 0265 - 23 - 8996